

③

外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除及び各連結法人の地方法人税の額から控除する個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度等	・ ・	法人名	()
-----------------------	--------	-----	-----

別表十七(三)の十二 平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度等分

I 外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書			
内額 国等 法相 人当 の額 控の 除控 除 対象額 所の 得計 税算	控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 (別表十七 (三)の十二) 付表「31」)	1	円
	法 人 税 の 額 (別表一(一)「10」、別表一(二)「8」又は別表一(三)「8」)	2	
	法 人 税 の 額 から 控 除 す る 金 額 (1)と(2)のうち少ない金額)	3	
	(1) の うち 法 人 税 の 額 を 超 え る 金 額 (1)-(2) (マイナスの場合は0)	4	
連税 結額 法等 人相 の当 個額 別の 控 除 対 象の 所計 得算	各 連 結 法 人 の 個 別 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 の 合 計 額 (各連結法人の別表十七 (三)の十二) 付表「31」の合計)	5	
	法 人 税 の 額 (別表一(二)(一)「10」、別表一(二)(二)「8」又は別表一(二)(三)「8」)	6	
	法 人 税 の 額 から 控 除 す る 金 額 (5)と(6)のうち少ない金額)	7	
	(5) の うち 法 人 税 の 額 を 超 え る 金 額 (5)-(6) (マイナスの場合は0)	8	
各額控の 連か除 結対個 ら象別 法所帰 人除税 のす額 法等 人等 税個 の当計 別額算	個 別 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 (別表十七 (三)の十二) 付表「31」)	9	
	各 連 結 法 人 の 個 別 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 の 合 計 額 (5)	10	
	個 別 帰 属 額 $(7) \times \frac{(9)}{(10)}$	11	

II 各連結法人の地方法人税の額から控除する個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額の計算に関する明細書

個別控除対象所得税額等相当額 (9)	12	円	地 方 法 人 税 の 額 から 控 除 す る 金 額 (8)と(別表一(二)(一)「38」、 別表一(二)(二)「29」又は別表 一(二)(三)「32」)のうち、少 ない金額)	14	円
各連結法人の個別控除対象 所得税額等相当額の合計額 (10)	13		個 別 帰 属 額 $(14) \times \frac{(12)}{(13)}$	15	

別表十七（三の十二）の記載の仕方

1 外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書

- (1) この明細書は、内国法人が措置法第66条の7第4項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が措置法第68条の91第4項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。

この場合、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に掲げる欄を記載します。

イ 措置法第66条の7第4項の規定の適用を受ける内国法人

「内国法人の控除対象所得税額等相当額の控除額の計算」の各欄

ロ 措置法第68条の91第4項の規定の適用を受ける連結法人

「連結法人の個別控除対象所得税額等相当額の控除額の計算」及び「各連結法人の法人税の額から控除する個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額の計算」の各欄

- (2) 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- (3) 措置法第62条第1項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、「法人税の額2」には、別表一（一）「10」の外書の金額、別表一（二）「8」の外書の金額又は別表一（三）「8」の外書の金額を加えた金額を記載します。
- (4) 措置法第68条の67第1項（連結法人に使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、「法人税の額6」には、別表一の二（一）「10」の外書の金額、別表一の二（二）「8」の外書

の金額又は別表一の二（三）「8」の外書の金額を加えた金額を記載します。

- (5) 内国法人が措置法第66条の9の3第4項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の93の3第4項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。

2 各連結法人の地方法人税の額から控除する個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額の計算に関する明細書

- (1) この明細書は、連結法人が措置法第68条の91第10項の規定の適用を受ける場合に、各連結法人ごとに記載します。
- (2) 連結法人が措置法第68条の93の3第10項の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。